

1. 作業責任者腕章について

1作業場に1作業責任者が基本なので、作業責任者の有資格者が複数いる場合は、工事看板に記載された作業責任者で、本日の作業(作業指示～ワンポイント)を担当する作業責任者(選任)のみが作業責任者腕章をしてください。打合わせその他で作業場を離れる場合は代行者(有資格者)に腕章を渡して、作業場を離れてください。正・副を決めている場合でも同時に2人が腕章をするのは不可です。
(同一建屋内の移設工事等の場合は可。H23年7月より)

2. 工事責任者腕章について

工事責任者専任の場合は、工事責任者腕章を作業終了時までするようにしてください。(巡回指導を含む)
小規模工事で、作業責任者が工事責任者の兼務を容認されるケース(工事連絡会調整結果通達書にて確認します)では、工事責任者は朝礼(KYM)後、工事責任者腕章を外し、作業責任者腕章をして、作業責任者として、その作業場を監督してください。(1人1作業場の原則)
その場合、工事責任者腕章は工事管理板の裏ポケットに収納してください。もし、他の作業場を工事責任者として巡回しようとする場合は、作業責任者として記載されている作業場に資格を持つ代行者を立てる必要があります。(従って資格者がいるなら最初から作業責任者として選任した方がベターです。)
工事責任者は作業責任者が臨時に作業場を離れる場合(トイレや事務所への連絡業務中など)に作業責任者の代行者として行動するのは、全く問題ありません。(厳密に解釈すると一時的に工事責任者腕章を外して、作業責任者腕章を付けることで、代行中であることを明らかにすることが望ましい。)

3. 火気監視人腕章について

火気監視人は専任業務にあたりますので、火気作業中、中断、終了後の一定時間(監視時間)は火気作業場の整理、清掃等火気に関わる作業以外の作業は基本的に行なえません。火気作業場を離れて休憩をとる場合は、作業員の中から作業責任者が指名した者と交替する必要があります。
作業責任者は火気監視責任者ですが基本的には、監視人にはなれません。
一方、工事責任者は常時作業に張り付く必要はないため、時差休憩の形で工事責任者腕章を外して火気監視(火気監視人腕章を装着)につくことができます。当然、作業責任者(工事責任者兼務)は火気監視人にはなれないので注意してください。作業終了後であれば、作業責任者腕章を外し、解散後、火気監視人として残るのは差し支えない。
*** 火気従事者は赤い腕章をつけること。**